



Q028. 相談支援ってよくわかんない



A. 利用者に対する利用計画を作ったりモニタリングをするのよ。

利用者に対する利用計画の作成や、[アセスメント](#)等を行うサービスなの。介護でいうところの「ケアマネージャー」の役割ね。

障がいのある子どもや大人が、その[地域](#)でその人らしく生活するのに、[支援や福祉のサービス](#)はなくてはならないものなの。

でも、一人ひとりの状況や困難が違っている障がいのある人にとって、自分自身でニーズに合ったサービスの情報を探したり、利用するための手続きをしたり、必要な支援を受け続ける、っていうのはなかなかハードルが高いと思いませんか？

そこで、国は[児童福祉法](#)に基づいて障害児相談支援事業を設けていて、障がいのある子どもたちや保護者が相談を受けられるための仕組みを作っています。

置かれている状況や不安、悩みを相談して、その人に合う支援サービスの利用につなげることが重要だと考えられているのね。

障害児相談支援事業所に属する相談支援専門員は、障がいのある子どもが[障害児通所支援](#)（[児童発達支援](#)・[放課後等デイサービス](#)など）を利用する前に障がいのある子どもの心身の状況や環境、障がいのある子どもまたは保護者の意向などを踏まえて「障害児支援利用計画案（サービス等利用計画案）」というものを作成します。

利用が決定したときには、サービスを提供する事業者との連絡や調整、決定内容に基づきサービス担当者会議を実施し「障害児支援利用計画（サービス等利用計画）」の作成を行うの。これら一連の作業を、「障害児支援利用援助」と呼んでいるのね。

そして、「障害児支援利用計画（サービス等利用計画）」を基にして、それぞれの事業所が「[個別支援計画](#)」を作成して、[実際の支援](#)につなげていきます。

「障害児支援利用計画（サービス等利用計画）」というものは、24時間365日の生活を想定した計画なの。

将来を見据え、1年後に「実現したい生活」に向かう計画で、個別支援計画の概要が位置付けられていて、インフォーマルな支援も網羅した計画となっています。

各サービスの[支給決定の根拠](#)も書かれています。

それに対して「個別支援計画」は、各サービス事業所が、その事業所での関わりを基本とした計画のことなの。

サービス事業を通じて「実現したいこと」に向かう計画で、「実現したい生活」全体の中の一部を担う計画なの。

サービス計画における当該項目の詳細が書かれていて、他事業やインフォーマルな支援との[連携](#)を含み、支給決定の趣旨を満たす計画なのです。

その後、利用している事業所での支援が合ってるか、適切な内容かどうか、サービス等の利用の検証を行います。この検証を[「モニタリング」](#)と言うのよ。

モニタリングの結果によっては、計画の変更申請などが勧奨されるのね。
これを「継続障害児支援利用援助」と呼んでいます。

この2つの支援を併せて「相談支援」と呼んでいて、相談支援の支給決定は市区町村が行います。
利用料は無料なの。

でも京都市では、残念ながらまだ「相談支援」の利用が充分とはいえなくて、これからもっと必要になってくるし、相談支援事業所も増えなければいけない、と思うわ。

なかなか日本では受け入れられていないのだけれど、[情報共有のしやすさ](#)、ということはオープンソースという概念につながっていくのよ。
いわゆる「情報や知識のシェア」ということなのですね。

[《MENU》](#)

[《適切な支援の提供って？》](#)

[《国保連ってなに？》](#)

2021-03-22 掲載